

改正後	現 行
<p><b>第1編</b> <b>(管理技術者)</b> <b>第1106条</b> 1～2 (省略)</p> <p>3 管理技術者は、日本語に堪能であって、次の資格要件を満たさなければならない。 <u>(1) 測量業務にあつては、測量士の資格を有する者とする。</u> <u>(2) 設計業務にあつては、技術士(業務に該当する実務経験と学歴により、これと同等の能力を有すると認められるものを含む。)、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)、林業技士(森林土木部門の登録を受けたものに限る。)、又は特記仕様書で定める資格を有する者とする。</u></p> <p>4～7 (省略)</p>	<p><b>第1編</b> <b>(管理技術者)</b> <b>第1107条</b> 1～2 (省略)</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>4～7 (省略)</p>